

様式第1号（第5条関係）

令和●年●月●日

島根県知事 様

申請者 住所 690-0887
島根県松江市殿町1番地
株式会社●●
氏名 代表取締役 ●●●●●●
電話番号 0852-22-●●●●●●
FAX番号 0852-22-●●●●●●
E-mail ●●●@●●●●●●

連絡担当者
連絡担当者として直接連絡が取れる連絡先を記載してください。
なお、申請者と連絡担当者は同一の者でも構いません。

令和●年度島根県産業廃棄物3R技術開発事業費補助金交付申請書

補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり令和●年度島根県産業廃棄物3R技術開発事業費補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の区分 研究開発枠 / 記 FS（可能性試験研究）枠
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1 補助事業計画書及び別紙2 補助事業に係る内容説明書のとおり
- 3 研究開発に要する全経費、補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
- | | |
|----------------|-------------|
| (1)研究開発に要する全経費 | 10,000,000円 |
| (2)補助事業に要する経費 | 7,000,000円 |
| (3)補助金交付申請額 | 4,666,666円 |

「補助事業に要する経費」
＝補助対象となる経費
別紙2「補助事業に係る内容説明書」
「イ（ア）資金支出内訳」を参照

※各経費の定義については備考参照。

- 4 補助事業完了予定期日
令和●年2月28日

(備考)

- 「研究開発に要する全経費」とは、本事業に申請する研究開発において要する全ての経費をいう。
- 「補助事業に要する経費」とは、「研究開発に要する全経費」のうち、補助対象となる経費をいう。
- 「補助金交付申請額」とは、「補助事業に要する経費」のうち、補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助事業に要する経費」に補助率を乗じた額以内とすること。
- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、島根県産業廃棄物3R技術開発事業費補助金交付要綱第14条により、当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。また、補助金の額の確定後に当該仕入控除税額が確定した場合には、様式第12号を提出のうえ、当該仕入控除税額的全額又は一部の返還を命ずる。

補助事業計画書

研究開発題目	産業廃棄物である△△の有効利用技術の開発				
申請者	株式会社●● 代表取締役 ●●●● 電話 (代表電話)	資本金 出資金	10,000千円	従業員	50人
研究開発の実施場所	【主たる実施場所】 株式会社●● ●●工場 (松江市殿町1番地) 【従たる実施場所】 株式会社●● △△工場 (出雲市△△町1番地)				
研究開発の目的	今回申請する研究開発の目的を記載してください。				
成果の事業化又は適用の効果	(例) 産業廃棄物の削減効果、事業化した時の売上見込み 地域経済や社会への波及効果などを記載してください。				
研究開発期間	開始予定 令和●●年●●月●●日 完了予定 令和●●年●●月●●日	交付決定日以降の日を記載してください。 可能な限り早い日とする場合は、「交付決定日があり次第」と記載いただいてもかまいません。			
研究体制	主任研究者の氏名及び略歴並びに研究開発に従事する人員数など、研究体制について具体的に記載すること。				
研究開発に要する全経費	総額 10,000,000円 (うち補助金交付申請額 4,666,666円)				

補助対象外の経費を含め、本申請の研究開発に要する全ての経費を記載してください。
 ※別紙2「補助事業に係る内容説明書」「イ(ア)資金支出内訳」を参照

様式第1号 別紙2

補助事業に係る内容説明書

1 申請者の概要

(1) 事業の内容 パンフレットのとおり

(2) 現有施設

ア 土地 本社 20,000㎡、 ●●工場 2,000㎡、 △△工場 2,000㎡

イ 建物 本社 3,000㎡、 ●●工場 500㎡、 △△工場 400㎡

ウ 主要設備 〔主要設備別にその名称、数及び用途を次の様式にそって記載すること。〕※ 固定資産台帳の写しを添付することによって代替することもできる。

機 械 又 は 装 置	数	用 途	備 考
※固定資産台帳参照			

(3) 略 歴 等 パンフレットのとおり

2 研究開発の概要

(1) 他からの指導者又は協力者

・島根県産業技術センター ●●研究員 技術指導、成分等調査

(2) 研究開発の必要な理由

〔この研究開発と類似する内外の技術等との相違点を含めて記載すること。当該研究開発に関連する発明について特許を受け、又は受けようとしている場合は、別紙3により所要事項を記入の上、補助事業計画書に添付すること。〕

(3) 研究開発の内容及び規模（試作機械又は試作品の仕様書、図面（三面図、見取図等）を必ず添付すること。）

ア 現在まで行われている基礎となる研究（導入技術を含む。）

〔研究の項目、期間、実施場所、所要経費、担当者及び成果について記載すること。導入技術については、当該技術に関する産業財産権その他の権利についても記載すること。〕

イ 今後行おうとする研究開発の規模及び方法

〔この研究開発に使用しようとする設備、材料等を明らかにするとともに、研究開発の方法、日程、成果の目標、内容等を詳細に記載すること。また、どの程度の規模で行うか、試作品をどれだけの数量の製作をするか、その規模又は数量を選んだ理由等について記載すること。〕

(4) 研究開発の資金計画

ア 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)	資 金 の 調 達 先
自 己 資 金	2,833,334	
借 入 金	2,500,000	●●銀行
補 助 金	4,666,666	
そ の 他		
合 計	10,000,000 (注1)	

イ(ア) 資金支出内訳(研究開発枠)

経費区分	(注2) 種別	(注3) 仕様	(注4) 単位	数量	単価 (円)	(注5) 研究開発 に要する 全経費 (円)	(注6) 補助事業 に要する 経費 (円)	(注7) 補助金 交付 申請額 (円)	備考
原材料費	●材料	粉末	kg	100	10,000	1,000,000	1,000,000	666,666	
	△材		kg	100	6,600	660,000	660,000	440,000	
	計					1,660,000	1,660,000	1,106,666	
(注8) 構築物費	防壁	(規格)	式	1	900,000	900,000	900,000	600,000	
	計					900,000	900,000	600,000	
(注8) 機械装置及び 工具器具費	●●機	(規格)	台	2	900,000	1,800,000	1,800,000	1,200,000	
	△△機	(規格)	台	1	3,000,000	3,000,000	0	0	既存事業にも使用する ため補助対象外
	測定装置	(規格)	台	2	600,000	1,200,000	1,200,000	800,000	
	計					6,000,000	3,000,000	2,000,000	
外注加工費	外注加工		式	1	1,200,000	1,200,000	1,200,000	800,000	
	計					1,200,000	1,200,000	800,000	
(注9) 技術指導 受入れ費	謝金								
	計								
委託費	成分解析			6	10,000	60,000	60,000	40,000	
	市場調査			1	180,000	180,000	180,000	120,000	
	計					240,000	240,000	160,000	
その他									
	計								
	合計					10,000,000	7,000,000	4,666,666	

※見積書・カタログ等の経費積算の基礎資料を添付すること

イ(イ) 資金支出内訳 (FS枠)

経費区分	(注2) 種別	(注3) 仕様	(注4) 単位	数量	単価 (円)	(注5) 研究開発 に要する 全経費 (円)	(注6) 補助事業 に要する 経費 (円)	(注7) 補助金 交付 申請額 (円)	備考
(注9) 技術指導 受入れ費	計								
委託費	計								
謝金・旅費	計								
研究会経 費	計								
その他	計								
	合計					(注1)			

※見積書・カタログ等の経費積算の基礎資料を添付すること

ウ 補助事業の経理担当者名

総務部 ●●●●

3 補助金の交付を受けた実績

●●市××補助金

交付者：●●市 金額：10,000,000円 交付年月日：令和●年●月●日

(注)

- 1 資金調達の合計額と研究開発に要する全経費の合計額とが一致するように記入すること。
- 2 「種別」とは、原材料名、構築物名、機械装置名、特許名等、それぞれの品名等をいう。
- 3 「仕様」とは、それぞれの形式、性能、構造等をいう。
- 4 「単位」とは、それぞれの物の算出単位をいい、キログラム、リットル、缶、台、件、時間等をいう。

- 5 「研究開発に要する全経費」とは、題目の研究開発において要する全ての経費をいい、ここでは数量に単価を乗じた金額をいう。
- 6 「補助事業に要する経費」とは、補助対象となる経費をいう。
- 7 「補助金交付申請額」とは、「補助事業に要する経費」のうち、補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助事業に要する経費」に補助率を乗じた額以内とすること。
- 8 「構築物（研究開発用の風洞、水槽、防壁等をいう。）費」及び「機械装置及び工具器具費」については、購入、建造若しくは製造、試作、改良、据付け、借用又は修繕の別を備考欄に記載すること。
購入の場合は、その購入先を備考欄に記載すること。
自家製造する場合は、木型、鋳型、鋼材等を原材料費に計上し、その内訳を仕様の欄に記載すること。
- 9 補助金交付申請額のうち技術指導受入れ費又は産業財産権の導入に要する経費を補助対象として希望する者は、別紙4により所要事項を記入の上、補助事業計画書に添付すること。